

COP26 における IFRS 財団の公表について

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクター

たかはし まこと
高橋 真人

1. はじめに

2021 年 11 月 3 日、IFRS 財団のエルクキ・リーカネン評議員会議長は、英国グラスゴーで開催された COP26 で講演し¹、IFRS 財団が国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)²を設置し、包括的でグローバルなベースラインとなる高品質なサステナビリティ開示基準を設定すると発表した。本稿では、当日の IFRS 財団のプレスリリース³を中心に、ISSB に関するこれまでの経緯と今後の予定を含めて報告する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、IFRS 財団の見解ではない。

2. これまでの経緯

• デマンド・ドリブン

IFRS 財団評議員会 (評議員会) は、ISSB

の設置に向けて 2 回の市中協議 (2020 年 9 月の「サステナビリティ協議」および 2021 年 4 月の「定款改定協議」) を実施した。評議員会は、サステナビリティ協議を通じて、1 組のグローバルなサステナビリティ開示基準に対する緊急の需要と、その基準の設定に IFRS 財団が役割を果たすことへの広範な支持があることを確認し、ISSB の設置に向けた本格的な検討に入った。

• 投資判断のための基準

サステナビリティ報告の範囲 (マテリアリティ) は、その目的次第では非常に広範に及ぶが、評議員会は、ISSB が取り扱うサステナビリティ報告の範囲を、投資家およびその他の資本提供者が企業価値を評価し、投資判断を行うために必要な事項に限定した。したがって、その範囲は、CDP、GRI⁴ より狭く、CDSB⁵、TCFD⁶、VRF⁷ と共通する。なお、マテリアリティは、投資家等のニーズに応じて拡大・縮小し得る (ダイナミック・マテリ

1 <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/global-sustainability-disclosure-standards-for-the-financial-markets/>

2 International Sustainability Standards Board: <https://www.ifrs.org/groups/international-sustainability-standards-board/>

3 <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/ifrs-foundation-announces-issb-consolidation-with-cdsb-vrf-publication-of-prototypes/>

4 Global Reporting Initiative

5 Climate Disclosure Standards Board

アリティ)。

● グローバルベースライン

各法域 (例えば、EU) や利害関係者のグループによっては、より広い範囲のサステナビリティ報告を求める可能性がある。評議員会は、そのようなニーズを踏まえ、ISSB が設定するサステナビリティ開示基準を「グローバルベースライン」として開発することとした。こうすれば、共通のベースラインにおいてグローバルな比較可能性が担保されるとともに、法域等がベースラインの上に独自の要求事項を上乗せすることが可能になる (ビルディング・ブロック・アプローチ)。

● 気候関連の優先

評議員会は、サステナビリティ協議を通じて、喫緊の問題は気候関連の開示基準であることを確認した。このため、ISSB は、はじめに気候関連開示基準を設定する。しかし、気候関連にとどまらず、気候以外の環境関連事項、社会関連事項等についても順次開示基準を開発、設定する予定である。基準開発の優先順位は、IASB と同様に市中協議 (アジェンダ協議) を行って決定する。

● 技術的な準備活動

評議員会は、ISSB が組成されるまでの間の技術的な準備活動のため、技術的準備ワーキンググループ (TRWG)⁶ を組成した。TRWG には、CDSB、国際会計基準審議会 (IASB)、TCFD、VRF、WEF⁹ が参画し、

IOSCO¹⁰ もオブザーバーとして参加している。TRWG は、これまで6か月にわたってISSB が設定するサステナビリティ開示基準の原型 (プロトタイプ) の開発を行ってきた。

● ファンディング

評議員会は、ISSB のシードキャピタル (当初5年分程度のISSBの運営費用) を募集していたが、ISSBの拠点の誘致と関連付けた応募が多数の国からあった。このため、IFRS財団の既存のファンディングによる資金を使用することなく、ISSBを設置できる目途が立った。

3. COP26 で公表した内容

(1) ISSB の設置

評議員会は、IFRS財団の定款を改定¹¹ し、ISSBを設置することを正式に決定した。IFRS財団は、IASBとISSBという2つの審議会を擁することになるが、モニタリングボード、評議員会、審議会で構成されるIFRS財団の3層のガバナンス構造¹² はこれまでと変わらない。

● 審議会および基準の名称

IFRS財団の名称は変更しない。IASBの名称も変更しないが、IASBが設定する基準 (現行のIFRS基準) の名称は、IFRS会計基準 (IFRS Accounting Standards)、ISSBが

6 Task Force on Climate-related Financial Disclosures

7 Valur Reporting Foundation (SASB Standards, Integrated Reporting Framework の設定主体)

8 Technical Readiness Working Group: <https://www.ifrs.org/groups/technical-readiness-working-group/#resources>

9 World Economic Forum

10 International Organization of Securities Commissions

11 2021年11月3日にIFRS財団は改定後の定款 (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/ifrs-foundation-constitution-2021.pdf>) と定款改定協議のフィードバックステートメント (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/sustainability-reporting/feedback-statement-constitution-sustainability-nov2021.pdf>) を公表した。

12 <https://www.ifrs.org/about-us/our-structure/>

設定する基準の名称は、IFRS サステナビリティ開示基準（IFRS Sustainability Disclosure Standards）とする。今後は、両基準を合わせて IFRS 基準（IFRS Standards）と呼ぶ。

• IFRS 会計基準との関係

評議員会は、定款改定協議を通じて、IASB が定める会計基準と ISSB が定めるサステナビリティ開示基準との間に接続性（connectivity）と適合性（compatibility）を求める意見が多数あることを確認した。このため、定款の改定案を修正し、IASB と ISSB が協力・連携し、接続性と適合性のある基準設定を行うことをより明確にした。

• ISSB の拠点

評議員会は、ISSB の拠点を全世界の各地域（米州、アジア・オセアニア、EMEA（ヨーロッパ・中東・アフリカ））に設置することを決めた（グローバル・マルチロケーション）。3つの地域のうち、EMEA の拠点（兼 ISSB の本部）はドイツのフランクフルト、米州の拠点はカナダのモントリオールに置くことを決めた。また、VRF の拠点のあるサンフランシスコと CDSB の拠点のあるロンドンにも ISSB の拠点を置く。アジア・オセアニアに関しては、現在、中国（北京）と日本（東京）からの提案を検討中である。

(2) CDSB、VRF との統合

評議員会は、CDSB と VRF を ISSB に統合することを発表した。統合の時期は、2022 年 6 月を予定している。CDSB と VRF は、これま

でも、TRWG を通じて ISSB のための技術的な準備活動で IFRS 財団と協働してきたが、統合により、両団体が有する専門知識、成果物、スタッフその他のリソースは ISSB に移管されることになる。

• 諮問グループの組成

評議員会は、ISSB に技術的な提言を行う機関として、サステナビリティ諮問委員会（SCC）¹³を設置すると発表した。SCC には、IMF¹⁴、OECD¹⁵、国連、世界銀行、その他の専門家が参加する。既存の IFRS 諮問会議（IFRS-AC）¹⁶は、IASB、評議員会に加え、ISSB に対しても戦略的なアドバイスをを行う。また、世界の各地域の代表で構成されるワーキンググループ（IASB の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）¹⁷に相当する諮問グループ）をあらたに組成することも発表した。

(3) プロトタイプ公表

TRWG は、表示基準（全般的な開示の要求事項）と気候関連開示基準のプロトタイプを公表¹⁸した。TRWG のプロトタイプは、表示基準、テーマ別基準、業種別基準からなるが、今回公表したのは、表示基準のプロトタイプとテーマ別基準の第 1 号となる気候関連開示基準のプロトタイプの 2 つである。気候関連開示基準のプロトタイプには業種別の要求事項も含まれている。なお、今回の TRWG によるプロトタイプ公表は、ISSB に対する提言であり、市中協議のための公開草案（ED）ではない。

13 Sustainability Consultative Committee

14 International Monetary Fund

15 Organisation for Economic Cooperation and Development

16 IFRS Advisory Council: <https://www.ifrs.org/groups/ifrs-advisory-council/>

17 Accounting Standards Advisory Forum: <https://www.ifrs.org/groups/accounting-standards-advisory-forum/>

18 <https://www.ifrs.org/groups/technical-readiness-working-group/#resources>

● 気候関連開示基準のプロトタイプ

TRWG の気候関連開示基準プロトタイプは、TCFD 提言をベースとして5団体¹⁹が開発し、2020年12月に公表した気候関連開示基準プロトタイプ²⁰にTRWGがさらに改良を加えたものである。気候関連の情報をガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標と目標の4つの要素に分けて開示することを求めている。

● 表示基準のプロトタイプ

これも5団体の表示基準プロトタイプにTRWGがさらに改良を加えたものである。全般的な開示の要求事項を定めるもので、IAS第1号「財務諸表の表示」に相当する。

4. その他の定款改定事項

● 議長、副議長の人数

ISSB の議長は1名、副議長は2名以内となった。定款改定 ED では、議長1名、副議長1名となっていたが、副議長の人数をIASBと合わせた。また、議長は常勤に限定しないことにした。

● 理事の人数

ISSB 理事の最大人数は、定款改定 ED のとおり14名となったが、これに加えて、ISSB 理事の最少人数を8名とすることが決まった。議長、副議長を含めて理事が8名以上選任された時点でISSBが組成されることになる。

● 理事の全世界 (At large) 枠

ISSB 理事の At large 枠は、定款改定 ED のとおり4名となった。これは、IASB の At large 枠が1名であるのに比べて3名多

い。その分、ISSB のアジア・オセアニア、米州、欧州の地域枠が各3名となっており、IASB に比べて1名ずつ少ない。日本は、ISSB 理事の地域枠をIASBと同数とするよう提案していたが、より幅広い国々、特に新興国を意識した決定となった。

● 理事の非常勤枠

ISSB 理事の非常勤枠は、定款改定 ED のとおり「半数未満」となった。日本は、優秀な人材を確保する観点から非常勤枠を限定しすぎないように提案していた。

● 議決方法

ISSB が設定する開示基準の ED の公表、最終基準の発行に必要とするISSBの表決数は「過半数+1名」以上になった。定款改定 ED では、単純過半数となっていた。日本を含む多くの国々のステークホルダーは、IASBと同様の厳格なデュープロセスを確保する観点から単純過半数を見直すよう提案していた。

● 議長、副議長による ED の公表

ISSB が組成される前の例外措置として、作業計画（アジェンダ協議）の公表のほか、ISSB が設定する開示基準の ED もISSB 議長、副議長だけで公表できることとなった。定款改定 ED では、作業計画の公表だけができることとなっていた。当面の機動性を重視する観点からの規定であるが、日本は、厳格なデュープロセスを確保する観点から、慎重に対処するよう提案していた。

19 CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB（当時）の5団体

20 https://29kjwb3armds2g3gi4lq2sx1-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/Reporting-on-enterprise-value_climate-prototype_Dec20.pdf

5. 今後の予定

• 議長、副議長の選任

ISSB 議長、副議長の公表は、選任手続の遅れにより、延期された。議長、副議長の選任は 2021 年 12 月または 2022 年 1 月頃になることが考えられる。

• 理事の選任と ISSB の組成

議長、副議長以外の ISSB 理事の公募開始の時期は未定である。選任は 2022 年 1 月以降になることが考えられる。議長、副議長を含む理事の人数が 8 名に達すると ISSB が組成される。最初の ISSB のボード会議の開催は、2022 年 3 月頃になることが考えられる。

• 気候関連開示基準 ED の公表時期

現在未定である。EU は、現在 EFRAG²¹ が開発中の非財務報告基準を 2022 年 10 月末までに採択し、2023 年 1 月 1 日から適用開始することを予定している²²。ISSB の気候関連開示基準もこの日程に合わせるとすれば、ED の公表は、2022 年 1Q になることが考えられる²³。

• アジア・オセアニア地域内の拠点

前述のとおり、アジア・オセアニア地域内の拠点については、現在、中国（北京）と日本（東京）からの提案を中心に検討中となっている。地域内の拠点の数、規模も未定である。2022 年 1Q の評議員会議で決定することが考えられる。

6. アジア・オセアニアオフィスとの関係

• 設置 10 年後の見直し

アジア・オセアニアオフィスの設置場所は、設置（2012 年 10 月）から 10 年経過後に再検討することになっている。2022 年 10 月以降の設置場所を東京で継続とするかどうかは、当初 2021 年 10 月の評議員会で決定する予定であったが、ISSB のアジア・オセアニア地域内の拠点が決まらないため、継続協議となっている。

• 今後の可能性

東京に ISSB の拠点が置かれるとすれば、アジア・オセアニアオフィスは、IFRS 財団の拠点と IASB の拠点と ISSB の拠点を兼ねることになる。ISSB の拠点としての役割次第では（フランクフルトやモンテリオールのような地域代表拠点あるいはサンフランシスコのような大規模テクニカル拠点になる場合は）、アジア・オセアニアオフィスの規模（現在は 4 名）は大きく変わる。このための人材確保が急務となる。

7. おわりに

ISSB の設置により、IFRS 財団の組織と役割は大幅に拡大する。IFRS 財団にとって、他団体との統合や、マルチロケーションの運営は初めての経験となる。両審議会が設定する基準間の接続性はもちろんであるが、両審議会の理

21 European Financial Reporting Advisory Group

22 https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/corporate-sustainability-reporting_en

23 リーカネン議長は、2021 年 11 月 3 日の COP26 会場でのパネルディスカッションで、ISSB の気候関連開示基準の最終化の時期は、2022 年の 3Q または 4Q になるであろうと述べている。<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/An-update-on-the-ISSB-at-COP26/>



事・スタッフ同士の協働、信頼関係の構築も不可欠となる。IFRS 財団は、これからさまざまなチャレンジに立ち向かうことになるが、過去20年間にわたって築いてきた信頼が損なわれるようなことがあってはならない。アジア・オセアニアオフィスとしても、それを踏まえた上で、日本およびアジア・オセアニア地域が求める新たな基準の設定に役割を果たしていきたい。